大竹文雄·川口大司·鶴光太郎 編著 『最低賃金改革』

――日本の働き方をいかに変えるか

神吉知郁子

日本で最低賃金法が制定されてから、半世紀以上が経つ。もっとも、最低賃金が政策論の俎上にのぼるようになったのは、漸く2000年代に入ってからである。誤解を恐れずに言えば、バブル経済崩壊後の不況や格差社会の到来とともに脚光を浴びるまで、すなわち高度成長期から「一億総中流時代」の間は、最低賃金制度は忘れられた存在であった。そのため研究の蓄積も乏しく、評者が比較法的観点から最低賃金の研究をまとめたときにも、現状を把握する手がかりがあまりにも少なく、隔靴掻痒の感があった。

ただ、欧米に比べて圧倒的に少ないながらも、日本にも最低賃金に関する分析を続けてきた経済学者がいる。本書は、その中心的な学者グループの手によって、海外の先行研究の紹介を交えて日本の最低賃金の現状を描き出した研究書であり、政策提言書である。今後最低賃金制度を議論するに当たり、まさに基点として読まれるべき文献だと評価できる。

もっとも、評者は法学を専門とするため、経済学的 分析の当否を論じうる立場にはない。そこで本評の対 象は、分析手法ではなく、示された結果と政策的イン プリケーションに限られることをご寛恕頂きたい。本 書は各章の独立性が高いため、以下、構成に沿って各 章の紹介とともにコメントを付すことにする。

まず第1章「最低賃金の労働市場・経済への影響」(鶴 論文)は、最低賃金に関する従来の理論的・実証的な 研究を網羅的に紹介し、海外と日本における最低賃金 研究の到達点の鳥瞰図を示すものである。特に有益な のは、最低賃金引き上げが雇用へ及ぼす影響について、 米英日における多数の実証分析の系譜が手際よくまと められている点であろう。

本章で紹介されているように、アメリカの研究では、 最低賃金引き上げにもかかわらず雇用は増加したとい う結果を得て、当時のクリントン政権の政策にも大き



●日本評論社 2013年7月刊 A5判・208頁・ 本体3800円+税 ●おおたけ・ふみお 大阪大学社会経済で研究科教授。●かわぐち・だいじ 一橋大学大学院経営学研究科教授。●のる・こうたろう 慶応義塾大学大学院経済の学研究科教授。

な影響を与えた Card and Krueger (1994,1995) が有名であるが、その後の Neumark and Wascher (2008)を中心とする反論を含め、今でも活発に論争が続いている。筆者は、その帰趨について「特定の産業への影響の結果から……最低賃金の雇用への影響の一般論に言及するのは困難である」との慎重な見方をとる。なお、1999年に全国最低賃金制度を導入したイギリスでは、雇用への明確な影響はないとの見方がほぼコンセンサスであるという。翻って日本では、最低賃金の影響を受けやすい労働者に着目すると、最低賃金の上昇は基本的に雇用へ負の効果をもたらしたと結論づけられている。

もっとも、どのような労働者、企業、産業に焦点を当てるかで最低賃金上昇の影響は異なる。だからこそ著者は、最低賃金が拘束的な未熟練労働者グループを丹念にすくい上げ、きめ細かい実証分析を行う重要性を訴える。本章では4つの具体的な政策提言が挙げられているが、著者が最も訴えたかったのは、第四の提言——日本においてもエビデンスに基づいて最低賃金に関わる政策判断を行うような専門組織を検討すべきこと——ではないかと思われる。さらに、本書における「正面から」の「政策提言」(「はじめに」より)はこれに集約されるのではないだろうか。

それは、日本の地域別最低賃金の決定には、上記のような視点から得られた知見はあまり活用されていないのが現状だからである。後述するように、その問題点は本書第6章を併せ読むとより鮮明に浮かび上がっ

80 No. 647/June 2014

てくる。最低賃金制度を一定の政策目的を達成する 手段と位置づける以上、エビデンスに基づく判断と フィードバックの仕組みを設けることの重要性は評者 も繰り返し主張してきたことであり、大いに意を強く した次第である。本章がエビデンスに基づいた政策決 定の重要性を訴えるものであるとすれば、続く第2章 以下は、エビデンスの具体例としての位置づけとなる。

第2章「最低賃金と若年雇用」(川口・森論文) は,政府統計の大規模な個票データを用いて,2007年の最低賃金法改正以降の最低賃金引き上げが労働者へ与えた影響を分析する。その結果,最低賃金の10%の引き上げによって,16~19歳の若年男女労働者の雇用の減少率が約30%に達したという負の影響が明らかにされる。

ヨーロッパ諸国では、最低賃金の引き上げが若年労働者を失業・貧困の罠に陥らせない配慮が必須とされているが、同様の配慮が日本でも求められるのかもしれない。もっとも、課題に挙げられているように、貧困削減が世帯レベルで実現したかは本章の検証の対象とはされていない。本書第7章が、最低賃金レベルで働く労働者の多くは貧困世帯の世帯主ではないと結論づけていることに鑑みれば、この結果が如何なる対処を要する性質のものかについて、更なる検討を要する。

第3章「最低賃金が企業の資源配分の効率性に与える影響」(奥平・滝澤・大竹・鶴論文)では、最低賃金額の引き上げが企業側の負担を増大させるかという問いに対して、事業所個票データを用いた経済理論の観点から検証がなされる。結果としては、最低賃金が上昇すると、企業は雇用量を削減するか負のギャップを拡大させること、かつ負のギャップの拡大は4年程度持続することが示される。様々な仮定に基づいているがゆえに誤差もあるとされるが、上記教科書的な最低賃金の影響が実際の労働市場でも観察されうるという事実には目を向ける必要があろう。

第4章「最低賃金と地域間格差:実質賃金と企業収益の分析」(森川論文)は、最低賃金の引き上げの過程で経営側から必ず表明される、企業経営への影響への懸念についての実証分析である。企業パネルデータを用いた推計によって、高めの最低賃金が経済活動の密度が低い地域の活力にネガティブな影響を持つ可能性が示唆される。

そこで、まずは過大な最低賃金水準の設定を避けることが提言される。最低賃金の引き上げを前提とするならば、影響を受ける企業に対して設備投資、研究開発投資、従業員の教育訓練への助成を行うなど補完的な政策を講じることが必要だという。最低賃金が企業経営に及ぼす影響についての研究の蓄積が乏しい中、貴重な考察といえる。

第5章「最低賃金と労働者の『やる気』」(森論文)は、 実験室での経済実験という手法を用いて、最低賃金が 労働者の互酬性に与える影響を検証する。実験という 手法をとったのは、互酬性を測定することの困難さや 最低賃金のバリエーションの不十分さが原因であると 説明されている。最低賃金が賃金の善し悪しの基準を 変え、労働者の努力水準を引き下げるという結果は、 先行研究を含め頑健な結果だという。最低賃金の上昇 は雇用に負の影響を与えるだけでなく、労働者の互酬 性に影響を与える「基準を変える効果」でも企業の利 益・雇用に負の影響があるとされ、「最低賃金上昇を 正当化することは難しそうである」と締め括られる。

もっとも、この実験では、企業役が1から100までの賃金の水準を選択し、これを受けて労働者役が同レンジから選んだ努力水準をもとに結果を導くのであるが、その努力水準とは数値として選ぶパラメータであり、実際に何か仕事をするわけではない。しかし現実の労働者にとっては目の前の仕事と生活とが直結している。生活実感を伴った場合にどの程度再現性があるのか、興味深い。

第6章「最低賃金の決定過程と生活保護基準の検証」 (玉田・森論文)は、最低賃金の目安額、引き上げ額の決定要因、そして生活保護基準が消費実態をどの程度反映しているのかを分析する。結果として、中央最低賃金審議会が示す目安額は地方最低賃金審議会に対して強制力を持っていないにもかかわらず、実際の引き上げ額は目安額におおむね従っていることがわかった。目安額に影響を与えているのは有効求人倍率であり、都道府県別の消費支出や賃金上昇率は殆ど影響を与えていないという。そこで、地方最低賃金審議会はより地方の状況を反映した引き上げ額を決定すべきとの提言がなされる。一方で、生活保護基準については、2013年度予算案における生活保護基準の引き下げは妥当とする。

日本労働研究雑誌 81

労働法学者の視点から厳しい指摘だと考えるのは、最低賃金法において考慮要素とされている労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力に関する統計は「あまり参考にされていないのかもしれない」との一行である。最低賃金審議会制度は、労使当事者の意見を最低賃金決定に反映させようという意図を含んだシステムであるが、法的な要請と実際の機能とのあり方が問い直されているといえるだろう。この点は、エビデンスに基づく政策判断を主張する第1章の提言と密接に関連している。

第7章「最低賃金と貧困対策」(大竹論文)は、最低賃金制度が貧困対策として有効か否かを分析する。その結果、最低賃金レベルで働いている労働者のうち、年収300万円以下の世帯の世帯主は約15%にすぎず、約半数は500万円以上の所得がある世帯における世帯主以外の労働者だということが示される。結局のところ、最低賃金は貧困対策としてはあまり有効ではなく、深刻化する子どもの貧困に対応するためには、子どもにターゲットを絞った給付付き税額控除や現物給付の充実が効果的だという見通しが示される。

この終章を含め、本書で提示される主要なエビデンスをまとめると、最低賃金の上昇は若年者等、特に脆弱な労働者の雇用を減少させる蓋然性が高いこと、企業収益にも負の効果をもたらすこと、そして最低賃金の引き上げは貧困対策としては漏れが大きく有効性に欠けること、の3点になる。これによって浮き彫りになる最低賃金の不完全さに対しては、過大な引き上げとならないよう配慮し、企業への支援や、ターゲットを絞った社会保障の充実で補うという選択肢が示されている。貧困対策において最低賃金と社会保障とを両輪とする方法は、一歩先んじる諸外国で既に採用されている基本的なスタンスである。本書のエビデンスが

諸外国と同様の問題状況を指し示すならば、これらの 提言は手堅く現実的であるといえよう。しかし、最低 賃金「改革」というタイトルからは、もう一歩踏み込 んだ分析も期待したかった。そもそも最低賃金の制度 論の難しさは、労使の集団的意思決定の尊重など、貧 困対策以外の役割を同時に期待されていることからき ている。もし貧困対策という視点から自由になったと したら、最低賃金の存在意義はどう見えてくるのか。

最低賃金をなくして社会保障給付にすべてを委ねて しまうと、低賃金企業への単なる補助となるだけで、 財政破綻を来すことは歴史から明らかである。しかし、 最低賃金制度とは、国家の財政破綻を防ぎ、企業に最 小限の負担を我慢してもらうための、消極的な制度に すぎないのであろうか?

本書の副題には「日本の働き方をいかに変えるか」とある。社会保障給付で補われるならば、賃金がどれほど低くなったとしても、人は同じように働き、同じような満足感を感じるだろうか。働く人にとって最低賃金が何らかの積極的な価値をもつのなら、経済学的な分析によって明らかになったそれを見てみたいと思うのは評者だけではないだろう。

とはいえ、本書のような知見が最低賃金の決定判断に反映されるシステムが出来てはじめて、著者たちの試みはやっと一歩を踏み出せるのかもしれない。その改革には、最低賃金決定に関与する労使の当事者性をどう位置づけるかという難問も横たわっている。本書から、最低賃金に関する議論がさらに活発化することを期待したい。

かんき・ちかこ 立教大学法学部国際ビジネス法学科准 教授。労働法専攻。

82 No. 647/June 2014